随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（議会局分）（令和7年4月分）

別紙3

No.	担当課	問合せ先（直通）	業務名	契約業者名	契約金額（税込）（円）	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	政策総務課	228-7811	堺市議会議事運営システム保守点検業務	株式会社システムエンジニアリング	1,188,000	R7.4.1	本業務は、議会本会議場・各委員会室内にある議事運営システム及び議事運営システムに係る音響設備等を正常な状態で維持すること及び故障時等に迅速に対処することを目的とするものであり、当該目的を達成しつつ、適正かつ効率的に保守点検業務を行うためには、当該システムから各設備に送られる制御コマンドや各設備における機器設定等の知識など、当該システム及び設備に関する高度かつ詳細な知識や技術が不可欠であり、当該システム及び設備を設置・接続し連携させた者以外の者による履行は見込めず、契約の目的及び性質が競争入札に適さない。 仮に、当該システム及び設備にかかる高度かつ詳細な知識等を有しない者が本業務を履行する場合、適正な保守点検業務を履行できず、当該システム及び設備に不具合を発生させる可能性がある。それにより、安定したシステム及び設備の運用が行えなくなることから、本会議場や各委員会室を正常に使用できなくなる恐れがあり、議会運営に影響を与えることになり、結果として市民サービスに多大な不利益をもたらす恐れがある。 以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該システム及び設備の詳細な知識等を有する当該業者以外に無いため、随意契約を行うものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	
2	議事課	228-7812	市議会会議録検索システムデータ処理等業務	株式会社フューチャーイン　関西支店	—	R7.4.1	本業務は、市議会会議録検索システムをインターネット上で公開し、かつ適正に運用されるよう、システムの保守管理を行い、市が提供した資料に基づき、市議会会議録検索システム用のデータを処理することを目的とするものであり、当該目的を達成しつつ、当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためにはシステムの詳細な知識や技術が不可欠であり、当該システム用へのデータ変換についても当該システムを構築した者以外の者による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。 当該システムの設定にかかる詳細な知識等を有しない者が本業務を履行しようとすると、当該システムの円滑な運用が見込めず、突発的な不具合等にも迅速に対応ができない恐れがあり、会議録の公開そのものに影響を与えることになり、結果として市民サービスに多大な不利益をもたらす恐れがある。 以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した当該業者以外に無いため、随意契約を行うものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	総価契約分 968,000円 単価契約分 140円/頁
3									
4									
5									
6									